

介護医療院 陵北病院

介護医療院 運営規程

第 1 条 医療法人永寿会が開設し陵北病院が実施する指定介護医療院の適正な運営を確保するために人員ならびに管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護者に対し、適正な指定介護医療院介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 指定介護医療院の従業者は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。

2 指定介護医療院の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第 4 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護医療院 陵北病院
- 2 所在地 東京都八王子市西寺方町 3 1 5 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 指定介護医療院の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1 名 (医師)

管理者は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 医師 8 名以上「常勤換算 7.7 名以上」

歯科医師 1 名以上「常勤職員 2 名在籍」

医師は、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、指定介護医療院に携わる従業者の管理、指導を行う。

歯科医師は、入所者の咀嚼機能を改善するため必要な歯科治療及び口腔ケアを行い、合わせて職員の指導も実施する。

3 看護職員

看護師 }
准看護師 } A2・A3・B2・C1・C2・C3・C4 療養棟 合計 63 名以上「常勤換算」

看護職員は入所者の病状・心身の状況に応じ、医師の指示による診療上の補助と療養上の看護を提供する。

4 介護職員 A2・A3・B2・C1・C2・C3・C4 療養棟 合計 93 名以上「常勤換算」

介護職員は、医師又は看護職の指導のもとで、入所者の心身の状況に応じ入浴・

排泄・食事・更衣等の日常生活における基本的な援助やQOL向上のための介護を提供する。

- 5 理学療法士 2名以上
理学療法は医師の指導監督のもとで行われ、日常における基本動作訓練・歩行訓練を行い身体機能の維持・回復を図ることを目的とする。
- 6 作業療法士 2名以上
作業療法は医師の指導監督のもとで行われ、機能回復訓練に加え認知症状の改善・軽減を図ることを目的とする。
- 7 言語聴覚士 2名以上
言語聴覚療法は医師の指導監督のもとで行われ、疾病による失語症、構音障害、難聴に伴う聴覚・言語機能の障害又は人工内耳埋め込み術後の言語聴覚機能に障害を持つ者に対して言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行う。
- 8 介護支援専門員 4名以上「常勤換算 3.69以上」
介護支援専門員は介護認定審査会はもとより、本人・家族の意向を尊重して施設サービス計画を立案する。
- 9 薬剤師 3名以上「常勤換算 2.46以上」
薬剤師は医師の処方箋に基づき調剤を行う。医薬品の管理と供給、必要に応じて医薬品情報の提供をし、服薬指導（薬剤管理指導）等も行う。
- 10 管理栄養士 6名以上「常勤換算 5.27以上」
管理栄養士は医師の指示のもとに個々の栄養管理を行い必要に応じて栄養指導を行う。
- 11 診療放射線技師 1名以上
医師・歯科医師の指示のもとにエックス線撮影等の疾病診断のための検査を行う。また放射線管理の観点から安全管理も行う。
- 12 歯科衛生士 3名以上
歯科医師の指示のもと歯や口腔の病気の予防、歯科診療の補助業務を行う。

(入所者の定員)

第6条 指定介護医療院の定員は、369名とする。

(指定介護医療院サービスの内容)

第7条 指定介護医療院の内容は、次のとおりとする。

- 1 指定介護医療院の看護・介護職員の配置を「看護職員6：1・介護職員4：1」とする。
- 2 災害・その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所者の定員及び療養室の定員を越えて入所させない。
- 3 入所者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、医療品等の管理を適正に行う。
- 4 感染症が発生、蔓延しないよう必要な措置を講じる。
- 5 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 6 診療にあたっては、療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。

- 7 入所者本人及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
- 8 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練・その他の必要な医療を行う。
- 9 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- 10 入所者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理を整備し、計画的に行う

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定介護医療院の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護医療院が法定代理受領サービスによる場合は、利用料の 1 割～3 割とする。

(介護報酬額は以下のとおりとする)

(各種加算・減算及び特定診療費を除く)

I 型介護医療院サービス費 (I) — (i)

要介護 1		7 2 1 単位 (1 日あたり)
要介護 2		8 3 2 単位 (1 日あたり)
要介護 3	従来型個室	1, 0 7 0 単位 (1 日あたり)
要介護 4		1, 1 7 2 単位 (1 日あたり)
要介護 5		1, 2 6 3 単位 (1 日あたり)

I 型介護医療院サービス費 (I) — (ii)

要介護 1		8 3 3 単位 (1 日あたり)
要介護 2		9 4 3 単位 (1 日あたり)
要介護 3	多床室	1, 1 8 2 単位 (1 日あたり)
要介護 4		1, 2 8 3 単位 (1 日あたり)
要介護 5		1, 3 7 5 単位 (1 日あたり)

- 2 当施設のサービスを受ける利用者からは、入所時に保証金として保険給付の自己負担額・居住費及び食費等利用料の合計 1 ヶ月分相当額 1 0 0, 0 0 0 円を預かる。(別紙、保証金預り証による)

(指定介護医療院利用における禁止事項)

第 9 条 指定介護医療院施設を利用の際に弁当又は外部からの食事を持ち込んで当該サービスを利用することは、利用者の栄養状態の管理、食中毒・感染症の予防、衛生管理の観点から外部からの食物の持ち込みを原則禁止とする。

(指定介護医療院サービス提供ができないもの)

第 10 条 指定介護医療院施設サービスの利用制限をするもの

- 1 高度医療の提供、精神疾患による治療、脳外科疾患及び整形外科疾患等の専門的治療を必要とする場合。
- 2 療養継続する必要がないと認められる場合。

- 3 医療、看護・介護面を中心として施設側と利用者側との信頼関係の構築が困難な場合。

(利用料)

第 11 条

1 個室室料差額

利用者が選定する特別な病室については、次の費用を徴収する。

* A 館個室 5,500 円/日 (税込)

(電動ベッド・テレビ・私物衣類等の収納設備・洗面台・トイレ・床頭台・小机・椅子・個人用照明設備付・冷蔵庫キャビネット)

A 2 療養棟：201、202、221、222 号室

A 3 療養棟：301、302、321、322 号室

* B 館個室 4,400 円/日 (税込)

(電動ベッド・テレビ・私物衣類等の収納設備・洗面台・トイレ・床頭台・小机・椅子・個人用照明設備・冷蔵庫キャビネット)

B 2 療養棟：211、212、213 号室

2 2 人室室料差額

利用者が選定する 2 人室の病室については、次の費用を徴収する。

B 館 2 人室 (1 名につき) 2,750 円/日 (税込)

(電動ベッド・私物衣類等の収納設備・個人用照明設備)

B 2 療養棟：205 号室

3 個室居住費 (非課税)

光熱水費ならびに施設の建設費用 (修繕・維持費用等を含む)

1 日につき 1,730 円

4 多床室 (2 人室・4 人室) の居住費 (非課税)

光熱水費を基本とし、1 日単位で徴収する。

1 日につき 810 円

5 食事代 (非課税)

1 日あたりの算定とする。

1 日につき 2,000 円

6 おやつ代

利用者の選定するおやつは午後 3 時に提供し、次の費用を徴収する。

1 日 1 回につき 110 円 (税込)

7 理・美容代 (非課税)

利用者個々の希望により実施する。

カットのみ 2,500 円・カット&シャンプー 3,000 円・顔剃り 500 円

カット&毛染め (カラー) 5,500 円・カット&パーマ 6,800 円

8 お茶代

利用者の嗜好希望により、お茶又はコーヒーを提供した場合、費用を徴収する。
1回につき 55 円（税込）

9 電気代

利用者が電気製品を持ち込み使用した場合、電気代を徴収する。

テレビ 1 日につき 88 円（税込）

ラジオ・ラジカセ 1 日につき 44 円（税込）

電気アンカ・電気毛布 1 日につき 88 円（税込）

10 金銭管理費（お小遣い管理費）

入所中の小遣い管理および銀行通帳、実印等の保管の他、公共料金等の支払等
代行サービスを行う。

1 日 55 円（税込）

11 インフルエンザワクチンの予防接種（非課税）

利用者の希望により、全身状態等より医師が必要と認めた者に接種する。

2,500 円

12 肺炎球菌ワクチンの予防接種（課税）

利用者の希望により、全身状態等より医師が必要と認めた者に接種する。

7,700 円

13 院外レクリエーションの参加費（保険料）（非課税）

利用者の希望により、医師から外出許可が出た者で、院外のレクリエーション
に参加する場合、参加費（保険料）として徴収する。

1 回 410 円

14 その他の利用料金については別紙料金表のとおり。

上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サー
ビスの内容及び費用について説明を行い、入所者又はその家族の同意を得る。

その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者
又はその家族に希望を聞き、説明をして同意を得たもの限り徴収するものとする。

また、第 1 段階～第 3 段階に該当する低所得者には、居住費・食費とも国の定める基
準（別紙、基準費用額、負担限度額）を適用した金額を徴収する。

（施設利用にあたっての留意事項）

第 12 条

- 1 利用者は、浴室及び機能訓練室を利用する場合は、職員立ち会いのもとで使
用すること。また、危険な地域への立ち入りは行わないこと。
- 2 入所中の生活は、「入所の案内」に記載されている生活ルールを守ること。
- 3 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場
合、利用者に対して損害の賠償をするものとする。
- 4 利用者及び利用者の家族代表者は、施設に対して賠償すべき事由が存在する

場合、施設に対して損害の賠償をするものとする。

- 5 バスタオル・フェイスタオルは、家族持ち込みを前提とし、病院で用意するバスタオル、フェイスタオル以外に上質のものも用意し、選択してもらうこととする。

(非常災害対策)

第13条 消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、消防計画に基づく訓練等の実施及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所の管理者を当て、火元責任者には各部所の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
自衛消防訓練 年2回以上（うち1回は夜間想定訓練）
地震防災訓練 年1回（原則11月実施）
地域防災訓練 年1回（防火管理者又は管理責任者・職員が参加、毎年11月参加）
- (7) 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 施設は、認知症介護に携わるすべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、施設従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 原則として採用後1カ月以内（~~2日間~~を新入職員研修とする）
 - (2) 継続研修 年3回以上
- 2 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 施設従事者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者・利用者の家族代表者またはその家族に関する秘密を漏らさないものとする。

- 2 施設は、施設従業者が退職した場合、その者が前項の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 以下の各号に定める事由に基づく第1項の秘密の開示は、同項の規定する正当な理由がある場合に含まれるものとする。
 - (1) 居宅介護支援事業者等、かかりつけ医または他の施設等、利用者が介護保険に基づく給付を受けるために必要な者への開示。ただし、この場合施設は、これらの居宅介護支援事業者等から書面で同意を得るものとする。
 - (2) 法令上開示が要請される場合の開示。
 - (3) 裁判所、行政機関からの要請に基づく開示。
 - (4) 公知の事実の開示。
- 4 個人情報保護法に関して
職員又はボランティアは別に法人の定める「個人情報保護規定」ならびに施設が定める「個人情報保護規定」に従い、法令を遵守する。

(費用の支払方法)

第16条 利用者による利用料、その他の費用の施設への支払いは、毎月末日で締め、翌月銀行振込、口座引き落とし又は窓口にて支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、前項の費用を受領した場合、領収書を発行するものとする。
- 3 利用者の家族代表者は、第1項に基づく利用者による支払いを連帯保証するものとする。

(身体拘束廃止の取組内容)

第17条 認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、「緊急やむを得ない場合」のみ身体拘束を行うこととする。

- 2 身体拘束が必要な場合は、担当医より利用者又はご家族に説明をし、同意を得なければならない。
- 3 説明内容は「病名・症状」「身体拘束理由」「実施期間・時間帯」「実施方法」等とする。
- 4 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、当該入所者の家族及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第20条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

4 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止に関する事項)

第21条 施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家

族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(協力医療機関等)

第22条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第23条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別途、医療法人永寿会 陵北病院が定めるものとする。

附 則

令和2年4月1日施行
令和3年1月1日改訂
令和4年3月1日改訂
令和5年10月1日改訂
令和6年4月1日改訂
令和6年8月1日改訂